

令和元年6月14日

分限処分の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第28条第2項第2号に基づく分限処分を行ったので公表します。

○事案

仙台地方検察庁より仙台地方裁判所に起訴された職員に関する処分について

1 処分の内容

- (1) 処分年月日 令和元年6月14日
- (2) 処分内容及び職員の所属・職・氏名・年齢・性別
休職（刑事事件に関し起訴された場合の休職）
石越総合支所市民課副参事兼石越障害者地域活動支援センター
副参事 小野寺 友生 57歳 男
- (3) 処分の概要
本件は、石越総合支所市民課副参事兼石越障害者地域活動支援センター副参事の 小野寺 友生 が、令和元年6月4日（火）に仙台地方裁判所に起訴された事により、分限処分として休職を命じたものであります。

2 市長コメント

職員の法令遵守及び服務規律の確保については、これまでも再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、職員が起訴されるという事態を惹き起こし、市民の皆様の市政に対する信頼を大きく損なってしまいましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、事件の詳細な把握に努め、厳正に対処してまいります。

今後、このような不祥事が二度と起こらないよう、一層の綱紀粛正と倫理観の向上、さらには管理体制の強化に努め、市政に対する信頼回復に全力で取り組んでまいります。

〔 問い合わせ先 〕

総務部人事課
電話：0220-22-2145（直通）
担当：課長 佐藤 靖